**≪令和４年度 教員免許特例法に基づく介護等体験に臨む皆さんへ≫（学生用）**

**介護等体験実施にあたって**

「介護等体験」の制度は、社会福祉施設等の協力が得られて初めて円滑に実施できるものです。これらの施設には、利用者の介護・支援といった本来業務があるわけですが、皆さんが「介護等体験」に出向くこととなる社会福祉施設等はいずれもこの制度の趣旨に賛同し、快く協力していただいております。

学生の皆さんは、ただ漠然と参加するのではなく、実りある５日間となるよう「介護等体験」に自分なりの動機付けをし、目的意識を持って取り組んでください。

**１　社会福祉施設等での介護等体験の期間等**

**令和４年８月１日（月）～ 令和４年１２月２３日（金）**

（１）介護等体験の期間は、月曜日～金曜日の連続した５日間を原則とします。

※休日・病気等により実施できなかった場合は、社会福祉施設等と相談して他の日に振り替え、必ず５日間の体験を行ってください。

（２） 時間帯は１日概ね５～６時間となっていますが、社会福祉施設等の指定した時間帯となります。

（３）「介護等体験」は、社会福祉施設等へ通所の形での実施となります。

（宿泊は伴いません。）

**２　「介護等体験」の申し込みについて**

（１）「介護等体験申込書」（別記１）に必要事項をすべて記入の上、学校の指定された期日までに提出してください。

**【記入における注意事項】**

①希望地域を「市町村コード表」（別表１）を参照の上、第５希望まで記入してください。少なくとも第３希望までは必ず記入してください。また、記入するコードは異なる地域コードを記入してください。

②希望種別を「介護等体験対象施設一覧（施設コード表）」（別表２）を参照の上、第５希望まで記入してください。少なくとも第３希望までは必ず記入してください。また、記入するコードは異なる種別コードを記入してください。

③体験不可能期間は、「令和４年度　介護等体験調整期間」（別表３）を参照の上、記入してください。なお、「体験不可能期間」はやむを得ない理由の場合のみとします。

**【体験不可能として認められる理由】**

①病気・怪我、　②試験、　③特別支援学校との体験期日の重複、　④慶弔関係等

（２）  調整にあたっては皆さんが希望した地域・時期・施設種別に基づいて実施いたします が、必ず希望どおりになるわけではありませんのでご承知おきください。

（３）申込みについては、すべて大学等を通して行いますので、社会福祉施設等や千葉県福祉人材センターに直接申し込まないようにしてください。

（４）体験受入先の社会福祉施設等（調整結果）は、大学等から通知されます。

**３　体験費用について**

（１）「介護等体験」に要する費用は、**7,500円**（１日当たり**1,500円**）となります。

（２）体験期間中の昼食代・交通費等にかかる費用については皆さんの負担となります。昼食代は社会福祉施設等へ直接支払ってください。

**４　体験前の準備**

（１）社会福祉施設等は、「介護等体験」受入のために前もって準備を進めております。例年、「進路変更等」による中止が多く見受けられますので、進路をしっかり決めてからお申し込みください。

（２）体験前の学内事前指導では、体験を行う社会福祉施設に対する理解と**施設利用者のプライバシー保護**や**基本的マナー等**について学習してください。

また、障がいのある方とのコミュニケーションにおいて、**障がい特性**について正しい知識を身につけ、理解ある対応をお願いいたします。

（３）**「介護等体験学生プロフィール」（様式　学－②）**は必ず提出してください。保険の加入については大学等の担当者に内容を確認し、「介護等体験学生プロフィール」（様式　学－②）の右下部分に必ず署名・捺印をお願いします。提出がない場合は体験ができないこともあります。

（４）体験先施設によっては事前オリエンテーションを実施しておりますので、「介護等体験受入連絡票」を確認して実施日には必ず参加するようにしてください。また、体験先施設への事前連絡についても必ずご確認ください。

（５） 健康診断書や細菌検査結果表は提出するのに時間を要しますので、早めに準備するよう    にしてください。

（６）体験先施設までの交通手段や移動にかかる時間を事前に確認しておいてください。

（７） **新型コロナウイルス感染症の感染拡大**が懸念されるため、体験開始２週間前から**検温**及  び発熱・頭痛、咳・咽頭痛、息苦しさ、味覚・嗅覚障害などの**健康チェック**を実施し、記録したものを体験初日に施設の担当者にご提出いただくほか、**感染リスクの高い行動は控える**ようにしてください。また、新型インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎等の他の感染症についてもご注意願います。

**５　体験実施について**

（１）「介護等体験」実施期間中は、必ず学生証を携帯してください。

（２）体験に際しては、施設の運営を妨げず利用者の安全を守る観点からも、施設の職員の指示に従ってください。また、指示内容の実施が難しい場合は職員に相談してください。

（３）体験時の休憩時間につきましては、施設担当職員に直接ご確認ください。

（４）介護等体験に伴う事故等が発生した場合は、すぐに大学等の担当者に連絡してください。

（５）長い爪やアクセサリー等は思わぬ事故につながることもあるので、髪・メイク・服装については介護等体験にふさわしい身だしなみを心がけてください。

（６） 体調不良の場合は無理をせずに、施設の担当職員に相談して体験日を変更するようにしてください。

（７）貴重品の管理は自分自身の責任で行ってください。

（８）体験中に困ったときは、まずは大学等の担当者に相談してください。

（９）体験期間中、あるいは体験終了後に体験施設に対して不平不満がある場合は、大学等の担当者から本会にご連絡ください。ＳＮＳ等への不用意な書き込みはご遠慮ください。

**６　「介護等体験」が調整した日程に実施できない場合**

（１）やむを得ない理由を除き、調整した日程に必ず実施してください。

（２）皆さん又は社会福祉施設等の都合により予定通り実施できない場合は、社会福祉施設等と    学校又は皆さんとの間で直接スケジュールを調整し、他の日に振り替えて必ず５日間実施してください。

（３）やむを得ない理由により「介護等体験」を中止する場合は、速やかに大学等の担当者に報告してください。また、部活動・サークル等の大会・発表会、留学等については事前に大学の担当者に相談するなどして、直前の変更・中止はなるべくしないようにしてください。

**７　「介護等体験」終了後の対応**

　　「介護等体験」の終了後、社会福祉施設等で**「証明書」**を発行することになっておりますの   で 名前や体験期間に間違いがないか確認してください。

※**「証明書」**は教員免許取得申請時に必要となります。保管につきましては大学等の担当者にご確認ください。

**８　新型コロナウイルス感染症への対応について**

　介護等体験の実施について**文部科学省**から**「実施にあたっての留意事項」**等の**「通知」**があればこれに準ずるものとし、ワクチン接種やＰＣＲ検査の実施についても文部科学省の方針に沿ったものとします。

●体験開始２週間前から検温・健康チェックをお願いいたします。また、マスクの着用・手　　　指の消毒のほか、感染リスクの高い場所への出入りを控えるなどご注意願います。

【注意事項】

　　　社会福祉施設等は、ご利用者様が生活し、就労し、生活訓練を行う場です。その生活等を乱し、利用者の方々の人格や尊厳を傷つけることがないよう最大限の注意を払ってください。

　　　また、体験中に施設内で知り得たご利用者様の個人情報及びプライバシーに関わる情報は口外無用でお願いいたします。